

## 徳島市民病院経営健全化推進会議設置要綱

## (設置)

第 1 条 徳島市民病院が「思いやり，信頼，安心」の理念を大切に，公立病院として安全で質の高い医療を継続的かつ安定的に提供していくため，病院事業の経営健全化を目的に，徳島市民病院経営健全化推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 推進会議は，徳島市民病院の経営健全化の取り組みについて，外部有識者の幅広い視点から意見を求めるものとする。

## (組織)

第 3 条 推進会議は，委員 14 人以内で組織することとし，原則として外部委員で構成するものとする。

2 委員は，学識経験者，病院事業について専門的知識又は経験を有する者，地域住民の代表者及び若干名の公募市民の中から，病院事業管理者が委嘱する。

## (任期)

第 4 条 委員の任期は，委嘱された日の属する年度の末日までとする。

2 委員は，再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は，委員の互選により定める。

3 会長は，会務を総理し，推進会議を代表する。

4 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

5 副会長は，やむを得ない事由があるときは，会長の承認を得て，代理人を選任することができる。

## (会議)

第 6 条 推進会議の会議は，会長が招集し，会議の議長となる。

2 推進会議は，委員の半数以上の者の出席がなければ，会議を開くことができない。

## (公開及び非公開)

第 7 条 推進会議の会議は，原則公開とする。ただし，会長が特に必要と認める場合は，非公開とすることができる。

(意見等の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 会議の委員又はその職にあった者は、その職務において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、事務部医事経営課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。